

令和 5 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 25 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4037〕

① 件 名	番号法の改正に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>個別法律に規定のない事務について新たに個人番号の情報連携を行う場合、現状では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）を都度改正する必要があるとあり、法改正に約 1 年を要している。</p> <p>令和 5 年 6 月、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図る観点から番号法が改正され、番号法に定められた事務に準ずる事務について、省令で規定することで個人番号の利用が可能となる。また、情報連携に係る規定が見直され、下位法令（省令）に規定することで情報連携が可能となる。</p> <p>【目的】</p> <p>法改正に伴い、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）の一部を改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</p> <p>石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 55 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 5 年 6 月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律公布（一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
⑤ 主な内容	番号法における個人番号の情報連携に係る規定の見直しに伴い、番号条例における引用条文の整理その他所要の文言整理を行うもの。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	番号法の改正に合わせて関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	全国の自治体においても、同様の改正を行う予定。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和 6 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：番号法等の一部改正法の施行の日）
⑨ その他	